

補助対象が拡大 ぜひ利用して

多くの尊い命が失われた「東日本大震災」や「熊本地震」など近年、日本各地で地震による甚大な被害が起きています。地震の際に建物の倒壊による被害を軽減させるため、市では、住宅の耐震診断・耐震改修に対する補助を行っています。4月からは対象がさらに広がりました。

建物の耐震化で 安心・安全な暮らしを

平成23年3月に発生した東日本大震災では、国内観測史上最大規模のマグニチュード9.0を記録し、死者1万9,000人以上、行方不明者2,500人以上、倒壊した建物は12万棟以上に上りました(平成29年3月時点における状況)。また、平成28年に発生した熊本地震、鳥取県中部地震でも、建物の倒壊や家具の転倒などによる被害が発生しました。

あなたの自宅は大丈夫？ まずは相談を

市では月1回、住宅無料耐震相談会を実施しています。建築士の資格を持つ相談員が、住宅の耐震性についての疑問に答え、工事の手順などを説明します。

日時 7月15日(土)、8月24日(木)、
9月24日(日) 午前9時～正午、
午後1時～4時

会場 市役所5階501会議室

内容は、耐震化を進め、災害時の建物の倒壊による被害を軽減させることは、自分や大切な人の命を守ることに沿って住宅をはじめとする建物の耐震化を図り、災害に強いまちづくりに取り組んでいます。

耐震化を進め、災害時の建物の倒壊による被害を軽減させることは、自分や大切な人の命を守ることに沿って住宅をはじめとする建物の耐震化を図り、災害に強いまちづくりに取り組んでいます。

1階部分がつぶれてしまった住宅(熊本県益城町で)

人当たり1時間程度)

対象 一戸建て住宅または併用住宅(居住部分が総床面積の2分の1以上のもの)、マンションを市内に所有し、自らが居住している人

定員 各6人(先着順)

持ち物 Ⅱ図面(持っていない人は簡単な間取り図)

申込方法 Ⅱ各開催日の2日前までに建築住宅課(☎20・1564)へ

耐震診断・耐震改修などの対象が拡大

市では、皆さんが耐震診断・耐震改修などを受ける場合に、その費用の一部を補助しています。4月からは対象が広がりました。

これまでの2階以下の木造の一戸建て住宅に加え、鉄骨造、鉄筋コンクリート造などの一戸建て住宅または併用住宅や、3階以上の木造の一戸建て住宅が新たに対象となりました。

また、マンションについては、建物の手続き状況を確認したり簡易な現地調査などを行ったりする予備診断が対象に加えられました。

耐震診断など

補助を受けるには、市に登録されている住宅耐震診断士に診断を

依頼する必要があります。

必ず依頼前に建築住宅課へ申請してください。補助金交付決定前に診断を行った場合は、交付を受けられませんので、注意してください。

申請期限 Ⅱ12月28日(木)

対象となる住宅 Ⅱ次のいずれかに当てはまるもの

○木造の一戸建て住宅または併用住宅(居住部分が総床面積の2分の1以上のもの)

○鉄骨造、鉄筋コンクリート造などの一戸建て住宅または併用住宅(居住部分が総床面積の2分の1以上のもの)で、昭和56年5月31日以前に着工されたもの

○地上階数が3以上のマンションで、昭和56年5月31日以前に着工されたもの

申請できる人 Ⅱ次の全てに当てはまる人

○対象となる住宅を市内に所有し、居住する人

○市に住民記録がある人

○過去にこの制度による補助金の交付を受けていない人

○市税を完納している人

住宅耐震診断士に支払った額の3分の2(上限は8万円)

○マンション：予備診断に要する費用のうち、住宅耐震診断士に支払った額の3分の2(上限は10万円)

耐震改修

補助を受けるには、市に登録されている住宅耐震診断士に設計・工事監理を依頼する必要があります。

必ず依頼前に建築住宅課へ申請してください。補助金交付決定前に耐震改修の設計・工事を行った場合は、交付を受けられませんので、注意してください。

申請期限 Ⅱ10月31日(火)

対象となる住宅 Ⅱ次のいずれかに当てはまり、建築基準法の規定に抵触していないもの

○市に住民記録がある人

○過去にこの制度による補助金の交付を受けていない人

○木造の一戸建て住宅または併用住宅(居住部分が総床面積の2分の1以上のもの)

○鉄骨造、鉄筋コンクリート造などの一戸建て住宅または併用住宅(居住部分が総床面積の2分の1以上のもの)で、昭和56年5月31日以前に着工されたもの

対象となる工事 Ⅱ耐震診断の結果、上部構造評点が1・0未満のもの

○設計費・工事監理費補助：設計費と工事監理費の合計額の3分の1(上限は10万円)

○工事費補助：高齢者などが居住し、世帯全員の市民税が非課税である場合は、工事費の2分の1(上限は70万円)。それ以外の場合は、工事費の3分の1(上限は50万円)

申請できる人 Ⅱ次の全てに当てはまる人

○市に登録を受けている住宅耐震診断士は建築住宅課または同課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/siset/sosiki/kenchiku/std0026.htm>)にある「住宅耐震診断士名簿」で確認できます。くわしくは同課(☎20・1564)へ。

住宅耐震診断士を募集しています

市では、住宅の耐震診断・改修やマンションの予備診断を行い、耐震性についての助言などをする住宅耐震診断士を募集します。

応募資格 = 次の全てに当てはまること

- 建築士の資格を持っている
- 建築士法の規定に基づき登録を受けた建築士事務所に勤務している
- 都道府県などが開催する建築物の耐震診断に関する講習会の課程を修了した

応募方法 = 建築住宅課にある申請書に必要書類を添付し、同課に提出する

※くわしくは同課(☎20-1564)へ。

